

高等教育の評価制度をめぐって
—機関別認証評価制度と国立大学法人評価制度を中心に—

戸 澤 幾 子

- ① 大学評価制度の主なものとして、認証評価制度と国立大学法人評価制度がある。両制度は平成16年度から実施された。国立大学法人評価の第1期評価期間が平成22年3月に終了し、第2期目の6年間のスタートした。第1期の暫定評価が平成21年3月に公表され、平成22年3月には運営費交付金の評価反映分の内訳が公表された。また、認証評価制度は平成22年度が7年ごとのサイクルの最終年にあたり、主要な2つの評価制度の最初のサイクルが終了する。第1期目の評価実施を通して、評価とともに課題が指摘される。
- ② 我が国の大学評価制度は90年代から導入が進められたが、21世紀初頭には国の構造改革、行財政改革を背景に大学改革の一環として急速な進展をみた。国際的にも、1995年のサービス貿易に関する一般協定(GATS)の発効により、高等教育がサービス貿易の対象として海外での競争にさらされるようになり、高等教育の質保証、教育研究活動の透明性が国際的にも求められる環境になっていた。
- ③ 認証評価制度は、機関別認証評価と専門分野別認証評価の2種類があり、教育研究の質の維持向上を目的とする。すべての国公立大学の組織全体を対象とする機関別認証評価は大学設置基準等での事前規制を最小にし、事後チェック体制の充実により質を担保しようとするものである。しかし、評価制度と大学設置基準等の関係は制度上明確ではなく、制度の目的とされる質の保証とは何かについても明確とはいえない。
- ④ 機関別認証評価は国により認証された複数の評価機関により、各機関の評価基準に従って行われる。大学の多様な教育研究を尊重するために、それぞれの評価基準で評価を行うことを特色としている。しかし、評価機関と評価を受審する大学との関係は制度の下で体系立って作られたものではなく、評価機関の設置母体等と受審大学との関係による傾向が大きい。また、評価結果が甘いとも言われる。評価制度の国内外における信頼性や有効性の確保のためにも、ある程度基準を標準化する必要があるとの指摘もなされている。
- ⑤ 国立大学法人評価は中期目標・中期計画の実施状況、達成状況を評価するものであり、評価結果は中期目標期間における運営費交付金の算定にも反映する。第1期期間の評価結果は大部分がおおむね良好とされている。評価結果に対して財務省の財政制度等審議会は、大学間の評価結果にほとんど差異がなく、評価が定性的なものとなっており客観性に欠けると批判している。また、運営費交付金への評価反映分が少ない結果となっており、これに対しては大学側からも制度の矛盾が指摘されている。
- ⑥ 我が国の大学は、2つの主要な評価制度のほかにも評価を重層的に受けている。評価に費やす経費、労力とそれに見合う効果について、費用対効果が低いとの意見もある。より有効な評価制度を構築するためにも制度全体の合理化、検証が求められる。

高等教育の評価制度をめぐって —機関別認証評価制度と国立大学法人評価制度を中心に—

文教科学技術調査室 戸澤 幾子

目 次

はじめに

I 評価制度導入と多元的評価システムの構築

- 1 評価制度導入の背景
- 2 自己点検・評価制度—評価制度の段階的導入
- 3 第三者評価の導入と大学評価・学位授与機構の設立
- 4 試行的な評価—多元的評価システムの導入に向けて

II 認証評価制度

- 1 認証評価制度の導入
- 2 機関別認証評価機関
- 3 機関別認証評価の状況
- 4 認証評価制度の課題

III 国立大学法人に関する評価制度

- 1 国立大学法人評価制度
- 2 教育機関としての評価の特色
- 3 中期目標・中期計画等と評価の手順
- 4 第 1 期中期目標期間の評価及び課題

IV 我が国の評価制度の課題

- 1 評価制度の重層性
- 2 評価とコスト

おわりに

はじめに

近年の高等教育における評価制度は、大学改革の主要な柱の1つとして位置付けられ、導入が進められてきた。現在我が国の高等教育においては、競争的資金配分をはじめさまざまな評価が行われているが、ここでは、大学の機関全体を対象とした主要な評価制度である「認証評価制度」（機関別認証評価制度）と「国立大学法人評価制度」の2つの制度を中心に取り上げる。機関別認証評価制度は国公立大学すべてを対象としており、その目的は教育研究の質の保証と向上である。一方の国立大学法人評価制度は国立大学法人等を対象として、法人組織の運営の効率性等を評価することを目的とする制度である。

国立大学法人化とともに始まった国立大学法人評価制度は、評価サイクルである中期目標・中期計画期間の第1期が終了し、平成22年度から第2期目がスタートした。平成21年3月には、期間中の暫定評価ではあるが、国立大学法人評価制度の下での初めての評価結果が公表された。また、国公立を問わず、すべての大学を対象とした認証評価制度は、最初の評価期間7年が今年度で終了する。

本稿では2つの評価制度を中心に、我が国の評価制度導入の背景と経緯を概観し、制度の概要と制度実施を通して浮かび上がってきた課題を整理することで、次の段階に向けた評価制度の改善検討に資することとしたい。

I 評価制度導入と多元的評価システムの構築

1 評価制度導入の背景

我が国の高等教育改革は1980年代後半から本格的に進められたといえる。中曽根内閣における臨時教育審議会答申⁽¹⁾に基づき、昭和62(1987)年に大学審議会が設置された。中曽根政権では「規制緩和」と「構造改革」が経済政策の柱とされていたが、教育政策においても経済界の要請を受けて規制緩和による構造改革が進められた。大学審議会を中心に高等教育の在り方が検討され、改革に向けて多くの答申が出されたが、平成3年の「大学教育の改善について⁽²⁾」は、我が国の高等教育政策の大転換を図ったものと位置付けられる。その中では、高等教育の枠組みを定める大学設置基準等諸基準を「大綱化」とするとともに、高等教育における自己評価システムの導入が提言された。

その後、1990年代から2000年代初頭にかけて大学改革が進められる中で、段階的に評価システムの構築も図られていくが、平成13年第10回経済財政諮問会議に出された「大学（国立大学）の構造改革の方針—活力に富み国際競争力のある国公立大学づくりの一環として—⁽³⁾」（いわゆる「遠山プラン」）が大きな転機となる。国立大学の再編・統合、国立大学への民間的経営手法の導入、第三者評価による競争原理の導入（国公立「トップ30」を世界最高水準に育成）、の3点を方針として打ち出したものであるが、この遠山プランを契機にして、国立大学法人化をはじめとする我が国の高等教育制度改革は加速化され、かつ根本的な制度見直しが進められ

(1) 『教育改革に関する第二次答申』臨時教育審議会, 1986.

(2) 「大学教育の改善について」『大学審議会答申』大学審議会, 1991.

(3) 「大学（国立大学）の構造改革の方針—活力に富み国際競争力のある国公立大学づくりの一環として—」経済財政諮問会議（第10回, 平成13年6月11日）資料4（文部科学省提出資料）内閣府経済財政諮問会議ホームページ〈<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2001/0611/item3.pdf>〉当時の文部科学大臣が遠山敦子氏であったことから「遠山プラン」と言われた。

ていく。大学評価制度に関しても、事前規制の緩和と事後チェック体制を具体化した認証評価制度について翌平成14年には答申が出され、平成16年に実施されることとなる（後述Ⅱ参照）。遠山プランは、経済財政諮問会議の場に出されたことに示されるように、文部科学省（以下「文科省」）中央教育審議会大学分科会（平成12年末までは文部省大学審議会）において進められてきた検討結果に基づくものというよりも、当時政府により進められていた構造改革、行財政改革を背景として打ち出されたものである。

国内的な状況とともに国際的な高等教育をとりまく環境の変化も我が国の大学教育改革に大きな影響を与えている⁽⁴⁾。1995年には「サービス貿易に関する一般協定」(General Agreement on Trade in Services:GATS)が発効し、高等教育がサービス貿易の対象と位置付けられた。このことで、高等教育は国際的な競争にさらされることとなり、教育・研究の水準やシステムの国際通用性が問われるとともに、大学の活動の透明性が求められるようになった。教育・研究の質保証の在り方が課題となり、その成果や水準等について比較可能な基準や評価システムが国内に留まらず諸外国と日本の間でも必要とされた。このような中で、ヨーロッパでは、1999年にボローニャ宣言⁽⁵⁾が締結され、2010年までにヨーロッパ高等教育圏の構築に向けて、取り組みを進めるボローニャ・プロセスが始まる

等国際的な高等教育のネットワーク化が進められている状況にあった。

高等教育を取り巻く国内外の大きな潮流を背景に、我が国では大学改革の一環として評価制度の構築が図られた。

2 自己点検・評価制度—評価制度の段階的導入

我が国の評価制度は平成3年の自己点検・評価制度の導入から始まると言える。

自己点検・評価は、大学等が自己の目的・目標に照らして教育研究等の状況について点検し、優れている点や改善すべき点等を評価し、結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善向上を行っていく仕組み⁽⁶⁾である。

先に述べた平成3年大学審議会答申の提言を踏まえ、同年の大学設置基準改正により設置基準が大綱化、自由化され、事前の規制が緩和される一方で、新たに教育研究活動について大学自身による自己点検・評価を行うことが努力義務とされた。それ以後90年代後半にかけて、多くの大学が自己点検・評価を行い、報告書を公表するようになった。平成9年10月の時点では、国公立大学全体では516大学(88%)、国立大学では98大学すべてが自己点検・評価を行っており、その評価結果については、国公立大学全体の65%にあたる381大学が公表するようになった⁽⁷⁾。

(4) 斎藤里美「序章 大学教育の課題と本書のねらい」斎藤里美・杉山憲司編著『大学教育と質保証—多様な視点から高等教育の未来を考える』明石書店, 2009, pp.8-15; 「国際的な大学の質保証に関する調査研究について」2003.7.23. (国際的な大学の質保証に関する調査研究協力者会議(第1回, 平成15年8月4日) 配布資料1)

〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/024/siryou/04010801/001.htm〉; 「国際的な大学の質保証に関する交渉・協議の状況」(同, 配布資料3) 〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/024/siryou/04010801/003.htm〉

(5) 「ボローニャ宣言」「ボローニャ・プロセス」についての詳細は、木戸裕「ヨーロッパの高等教育改革—ボローニャ・プロセスを中心にして—」『レファレンス』658号, 2005.11, pp.74-98. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200511_658/065804.pdf〉; 同「ヨーロッパ高等教育の課題—ボローニャ・プロセスの進展状況を中心として—」『レファレンス』691号, 2008.8, pp.5-27. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200808_691/069101.pdf〉を参照されたい。

(6) 大学評価・学位授与機構『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 日本』2009, p.17. 〈http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/package/no9_21_overview_japanj.pdf〉

(7) 文部省『我が国の文教施策』平成10年度版, 1998.

しかし、一方で、多くの自己点検・評価は現状分析、自己点検に留まり、改善につながるような自己評価にまでは至らない実態もあった。その理由として、大学教員が自己評価になじんでいなかったことや画一的な自己評価に対する抵抗感も強かったこと、さらに、自己評価の社会的必要性や、事前規制の緩和と引き換えに自己評価が求められた大学設置基準の大綱化の趣旨を大学人が十分理解していなかったことなどが原因として挙げられている⁽⁸⁾。

その後、平成11年の大学設置基準改正⁽⁹⁾等により、それまで努力義務であった自己点検・評価の実施及びその結果の公表が実施義務化され、さらに、平成14年に改正された学校教育法⁽¹⁰⁾では、自己点検・評価と公表が法律に明記された。これは、後に述べる認証評価制度の導入を機に、自己点検・評価を大学の教育水準向上を図る上での基本的取組みとして規定したものである。図1、2は自己点検・評価の実施、公表状況の推移を示したものであるが、平成20年度では、国公立大学全体では、683校(91%)が自己点検・評価を行い、669校(90%)が評価結果を公表している。大学数が増加する中で、自己点検・評価の実施率は着実に増加しているが、私立大学の結果公表率が従来と比較してめざましく高くなっているのが特徴的である。

3 第三者評価の導入と大学評価・学位授与機構の設立

大学の評価システムの導入が図られる中で、

平成10年10月大学審議会から『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学⁽¹¹⁾』と題する答申が出された。この答申は、設置基準の「大綱化」に基づいて、90年代に進められた大学改革の状況と課題を整理し、さらに改革を進めるにあたり、高等教育のあるべき姿、将来展望を示したものであり、「改革方策を構造的に体系化して示したもの⁽¹²⁾」とも言われる。そこでは、国際的には21世紀初頭は知の再構築が求められる時代にあり、我が国が少子高齢化の時代をむかえる中であって、世界的水準の教育研究を展開するためには、大学改革の基本的方向性として、各大学の自律性に基づく多様化・個性化が求められるとしている。そして、大学の個性化、教育研究の改善をめざすために多面的な評価システム、すなわち、自己点検・評価に加えて、より透明性の高い第三者評価を実施するシステムの確立が必要であるとしている。

これらの内容を踏まえて、翌平成11年に大学設置基準が改正され⁽¹³⁾、先述の自己点検・評価の義務化とともに当該大学関係者以外の第三者による検証が努力義務とされた。

大学改革を実効あるものとするためには多面的評価システムは必要不可欠とされ、システムの創設に向けて平成11年、学位授与機構に大学評価機関(仮称)創設準備室及び大学評価機関(仮称)創設準備委員会が設置された。平成12年2月には、「大学評価機関の創設について⁽¹⁴⁾」が報告され、同年4月学位授与機構を改組し、大

(8) 大学評価・学位授与機構編・川口昭彦『大学評価文化の定着—大学が知の創造・継承基地となるために』ぎょうせい, 2009, pp.72-73.

(9) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部を改正する省令(平成11年文部省令第40号)

(10) 学校教育法の一部を改正する法律(平成14年法律第118号)(認証評価制度に係る改正は平成16年4月1日施行)

(11) 大学審議会『21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)—競争的環境の中で個性が輝く大学』(平成10年10月26日)〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/daigaku/toushin/981002.htm〉

(12) 大学評価・学位授与機構編・川口 前掲注(8), p.64.

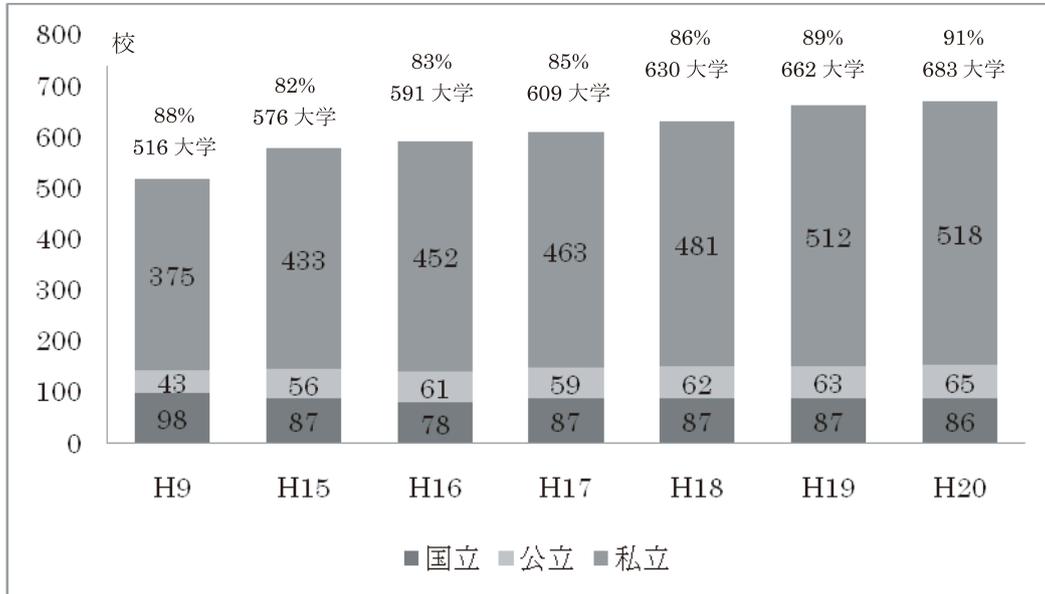
(13) 前掲注(9)

(14) 大学評価機関(仮称)創設準備委員会『大学評価機関の創設について(報告)』(平成12年2月)〈http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/setsuritsu/1174745_948.html#00〉

学評価機関としての事業をあわせて実施する新たな機関として大学評価・学位授与機構が設立

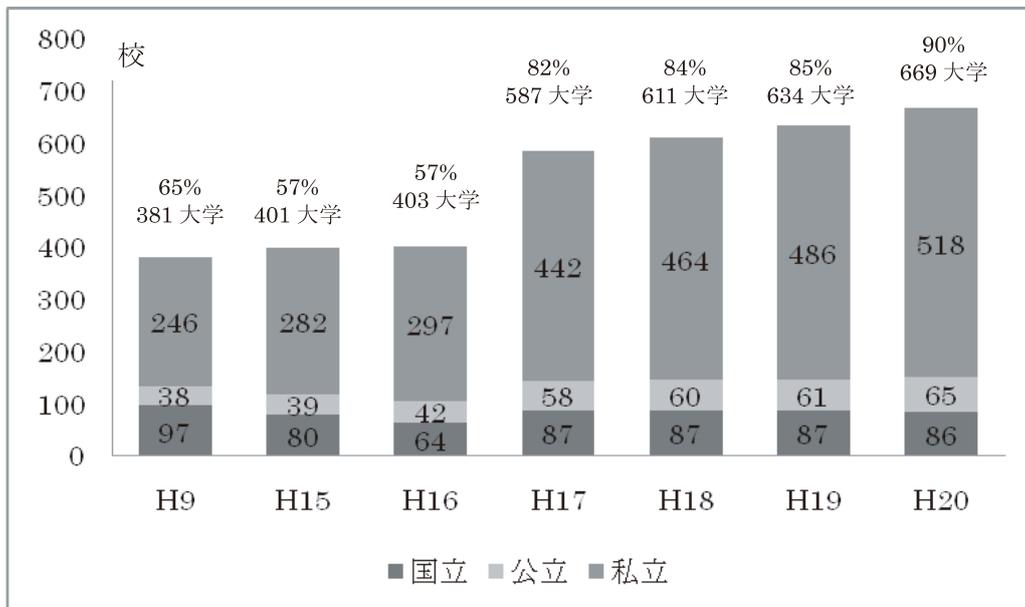
された。同機構は平成16年に独立行政法人化されている。

図1 全学的な自己点検・評価の実施大学状況



(注) 平成15年～平成20年は、平成11年以降、全学的な自己点検評価を実施したと回答した大学数
 (出典) 文部省『我が国の文教施策』平成10年度版；文科省『大学における教育内容等の改革状況について』平成15年度～20年度各年度版を基に筆者作成

図2 自己点検・評価結果の公表状況



(注) ホームページ、広報誌等一般に広く供されるものにより公表されている場合であり、学内のみに開示と回答した大学は含まない。
 (出典) 文部省『我が国の文教施策』平成10年度版；文科省『大学における教育内容等の改革状況について』平成15年度～20年度各年度版を基に筆者作成

4 試行的な評価—多元的評価システムの導入に向けて

大学評価・学位授与機構は、平成12年度～15年度を試行期間と位置付けた大学評価を実施した。試行期間における評価（以下「試行的評価」）は、国立大学、大学共同利用機関（平成14年度実施分から一部公立大学も参加）を対象として行われ、各年度の試行的評価結果については、報告書がまとめられている⁽¹⁵⁾。

さらに、これらの試行的評価を検証するために、外部有識者等からなる「試行的評価に関する検証委員会」が設置され、その評価方法の適切性や評価結果が大学等の教育研究活動の改善に役立っているかについて検証が行われた⁽¹⁶⁾。検証では、各大学においては、評価への理解が深まり評価結果をもとに教育研究活動等の改善が進んでいる状況がみてとれるが、評価活動の負担軽減を図ることの必要性や、大学等の諸活動の社会への説明と理解について、社会全般の理解度や活用のされ方という点で問題があり改善の余地がある、といった結果が報告されている⁽¹⁷⁾。

II 認証評価制度

1 認証評価制度の導入

試行的評価が実施される中で、平成13年には総合規制改革会議⁽¹⁸⁾から『規制改革の推進に関する第1次答申⁽¹⁹⁾』が出され、その中で教育分

野においては「大学・学部の設置規制の準則主義化」「第三者による継続的な評価認証（アクレディテーション）制度の導入」等を内容とした規制緩和の進捗と評価制度の導入が提言された。

平成14年には中央教育審議会（以下「中教審」）から、大学改革の進捗を図り大学の質の保証を確保するための多元的な評価システムの構築に向けて、『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について⁽²⁰⁾』が出された。規制改革の流れの中で、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、教育研究の質の維持向上を図る必要があるとして、具体的には、自己点検・評価とともに、国の認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関）による評価を通して、大学が自ら質の保証と教育研究活動の改善を図ることを促す制度の導入を提言している。評価はそれぞれの個性を活かす多様な大学づくりを推進するものでなければならないとされている。この提言内容を踏まえ、平成14年学校教育法の改正⁽²¹⁾により認証評価制度が規定され、平成16年4月から施行された。その一方、平成15年には設置基準に関わる要領、細則等のほとんどが廃止され、大学の組織変更等については大部分で認可申請を不要とし届出制にすることにより、事前規制から事後チェックシステムへの転換が図られた。

認証評価制度は、文部科学大臣（以下「文科大臣」）が評価機関として認証した認証評価機関により、大学等が一定期間ごとに評価を受け

(15) 大学評価・学位授与機構『平成12.13.14年度着手における試行的評価報告書』及び『試行的評価に関する検証結果報告書』〈http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/1177803_989.html〉

(16) 大学評価・学位授与機構『大学評価・学位授与機構が平成12年度から平成15年度までに実施した試行的評価に関する検証について—試行的評価に関する検証結果報告書』（平成16年11月）〈http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/jouhou/kenshou/1174681_959.html〉

(17) 同上, p.98.

(18) 平成13年4月1日内閣府に設置された会議。平成12年度までの規制改革委員会の後を受け、内閣総理大臣の諮問に応じて経済社会の構造改革を推進する観点から、必要な規制の在り方に関する基本的事項を総合的に調査審議していくために設置された。

(19) 総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』（平成13年12月11日）pp.32-36. 〈<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryo/011211/1-4.pdf>〉

(20) 中央教育審議会『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）』（平成14年8月5日）〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020801.htm〉

(21) 前掲注(10)

ることを義務付けたものであり、「機関別認証評価」と「専門分野別認証評価」の2種類がある。

機関別認証評価は、すべての国公私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校を対象として、教育研究水準の向上を図ることを目的に、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、認証評価機関により評価を受けるとする制度である。7年以内ごとに受審することとされている。専門分野別認証評価は、専門職大学院を置く大学を対象として、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価機関による評価を受けるとしたものである。5年以内ごとに受審することとされている。認証評価は、それぞれの認証評価機関が定める大学評価基準に従って行

われる⁽²²⁾。認証評価は法科大学院を除き⁽²³⁾、法的には適格、不適格を求めているものではない。

この認証評価制度により、試行的評価が行われていた国立大学法人とともに、公立大学、私立大学においても自己点検・評価に加えて、認証評価機関による第三者評価が義務付けられたことになる。また、専門職大学院は、大学の組織全体に関わる機関別認証評価と、専門職大学院を対象とした専門分野別認証評価の2種類の認証評価を受けることになる。

2 機関別認証評価機関

機関別認証評価、専門分野別認証評価を実施することを認証された認証評価機関には、表1のような機関がある。

表1 認証評価機関一覧（平成22年4月1日現在）

(1) 機関別認証評価

大学
(財)大学基準協会(平成16年8月31日)
(独)大学評価・学位授与機構(平成17年1月14日)
(財)日本高等教育評価機構(平成17年7月12日)
短期大学
(財)短期大学基準協会(平成17年1月14日)
(独)大学評価・学位授与機構(平成17年1月14日)
(財)大学基準協会(平成19年1月25日)
(財)日本高等教育評価機構(平成21年9月4日)
高等専門学校
(独)大学評価・学位授与機構(平成17年7月12日)

(2) 専門分野別認証評価

法科大学院
(財)日弁連法務研究財団(平成16年8月31日)
(独)大学評価・学位授与機構(平成17年1月14日)
(財)大学基準協会(平成19年2月16日)
法科大学院以外
NPO法人 ABEST21〔経営分野〕(平成19年10月12日)
NPO法人 国際会計教育協会〔会計分野〕(平成19年10月12日)
(財)大学基準協会〔経営分野〕(平成20年4月8日)
NPO法人 日本助産評価機構〔助産分野〕(平成20年4月8日)
(財)日本臨床心理士資格認定協会〔臨床心理分野〕(平成21年9月4日)
(財)大学基準協会〔公共政策分野〕(平成22年3月31日)
教員養成評価機構〔学校教育分野〕(平成22年3月31日)
(社)日本技術者教育認定機構(JABEE)〔産業技術分野〕(平成22年3月31日)
(財)日本高等教育評価機構〔ファッション・ビジネス分野〕(平成22年3月31日)

(注) ()内は認証年月日

(出典) 大学評価・学位授与機構「認証評価制度」

〈http://portal.niad.ac.jp/library/1179798_1415.html〉

⁽²²⁾ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条及び第123条並びに学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条

⁽²³⁾ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号)第5条の規定により、法科大学院の認証評価では、法的な適格、不適格の評価がなされる。

これらのうち、大学を対象とした3つの機関別認証評価機関は以下のような団体である。

(1) 大学基準協会

財団法人大学基準協会は、戦後まもない昭和22年、アメリカのアクレディテーション団体をモデルとして、国・公・私立大学46校を発起校として設立された団体である。我が国の大学の質的向上を図ることを目的とし、加盟大学の相互評価により、会員としての適格性を判定するための審査を行い、基準に適合した大学を正会員とする会員制の団体として運営されてきた。平成8年からは、国公私立大学が行う自己点検・評価を基礎とする大学評価を実施し、平成16年度に認証評価制度が導入されてからは、もっとも早く機関別認証評価機関として承認を受けて認証評価を実施している⁽²⁴⁾。認証評価実施大学数は3機関中最も多いが、評価の対象は私立大学が中心となっている。公立大学は30校を数えるものの、国立大学は1校のみである。協会加盟校の多くが、大学としての歴史が古い「伝統校」であるのが特徴⁽²⁵⁾とされる。

(2) 日本高等教育評価機構

財団法人日本高等教育評価機構は、日本私立学校協会により設立された認証評価機関である⁽²⁶⁾。日本私立学校協会には平成12年に附置機関として私立高等教育研究所が設置され、大学評価システムに関する研究を行ってきた。認証評価制度の下では私立大学の特性に対応した評価システムをもつ評価機関が必要であるとの認識のもと、同協会は、平成16年に私立学校等に対する認証評価機関として日本高等教育評価機構を設置した。日本私立大学協会は私立大学の約60%

が加盟している団体であり⁽²⁷⁾、また、加盟校は比較的最近設立された大学が多いことが特徴⁽²⁸⁾とされる。機構の設立経緯からしても、当初から私立大学が評価対象に想定されていた。

以上で述べた大学基準協会、日本高等教育評価機構の2団体は会員制度をとっている。会員以外にも認証評価を受けることは可能であるが、非会員の場合は評価料として会費数年分に相当する額が加算された料金を支払うシステムになっている。

(3) 大学評価・学位授与機構

I 3で述べたように、大学評価・学位授与機構は、多元的な評価システムの構築に向けて、平成12年4月に大学評価の事業を実施する機関として改組発足した組織である。当初は国立大学の評価機関として設立され⁽²⁹⁾、認証評価については国公私立大学を対象としているが、実際には国立大学法人が中心となっている。また、国立大学法人評価（後述Ⅲ参照）の教育研究部分の評価を担っている。

なお、平成22年4月の独立行政法人等を対象とした事業仕分けでは、評価事業について、認証評価事業（大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価）は「事業の実施は民間の判断に任せる」こととされ、国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価は「国が実施機関を競争的に決定し、事業規模は縮減」とし、独立行政法人を含め実施機関を競争的に決定し、「ガバナンスの強化・資金の流れを明確化」すべきとされた⁽³⁰⁾。文科省では、認証評価事業については、民間の認証評価機関のみで適切な評価の実施が確保されるための考え方を平成22年末までに整理するとし、国立大学法人評価に

24 「大学基準協会について」 大学基準協会ホームページ〈<http://www.juaa.or.jp/outline/about/index.html>〉

25 天野郁夫 「認証評価の現段階」 『IDE—現代の高等教育』504号, 2008.10, p.5.

26 「設立趣意書」 日本高等教育評価機構ホームページ〈http://www.jihe.or.jp/info/info_02_02.html〉

27 平成22年7月現在、加盟校は383大学。（「協会の概要」 日本私立大学協会ホームページ〈<http://www.shidaikyo.or.jp/apuji/about/outline.html>〉）

28 天野 前掲注⁽²⁵⁾

29 大学評価機関（仮称）創設準備委員会 前掲注⁽¹⁴⁾

については、実施機関が担うべき機能・要件等を整理し、平成 22 年末までに対応を検討するとした⁽³¹⁾。

3 機関別認証評価の状況

表 2 は、認証評価制度が導入されてから平成 21 年度までの機関別認証評価実施大学数を、認証評価機関別に示したものである。

各機関の評価実施大学数及びその設置者別内訳を見ると、大学基準協会が 261 校(国立 1、公立 30、私立 230)、日本高等教育評価機構 187 校(私立 187)、大学評価・学位授与機構 100 校(国立 77、公立 20、私立 3)となっている。

3つの機関別認証評価機関は、設立の経緯、設立時期も異なり、認証評価制度の下で組織的に作られたものではない。したがって、各評価機関と評価実施大学との関係も制度の下で体系立ったものではなく、むしろ、機関の設置経緯や設置

母体と大学との関わりを見てとることができる。「日本の第三者評価の極めて特徴的なことは、全大学の認証評価を実施する体制として、認証評価機関の数、配置、相互の役割分担関係などについてなんらの原理原則もないことである。」として、米国、英国とは異なり、認証評価機関と評価対象の大学との関係が体系化されたシステムとはなっていないとする指摘もなされている。⁽³²⁾

4 認証評価制度の課題

認証評価制度が発足して4年を経た平成 20 年 3 月、制度や実施の在り方について検討を行うことを目的に、中教審大学分科会に認証評価特別委員会が設置された。同年 5 月、6 月の 2 回の委員会において、認証評価機関及び大学側から評価実施を踏まえた問題点が挙げられている⁽³³⁾。平成 21 年には、大学分科会の下に質保証システム部会が設置された⁽³⁴⁾。これら委員会その他で

表 2 認証評価実施大学数 (校)

評価認証機関		H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
大学基準協会	国立	0	1	0	0	0	0	1
	公立	6	5	3	5	2	9	30
	私立	28	19	44	49	42	48	230
	計	34	25	47	54	44	57	261
日本高等教育評価機構	国立	—	0	0	0	0	0	0
	公立	—	0	0	0	0	0	0
	私立	—	4	16	38	58	71	187
	計	—	4	16	38	58	71	187
大学評価・学位授与機構	国立	—	2	7	37	4	27	77
	公立	—	2	3	0	5	10	20
	私立	—	0	0	1	2	0	3
	計	—	4	10	38	11	37	100
合計		34	33	73	130	113	165	548

(出典) 各機関のホームページを基に筆者作成。

(30) 「事業仕分けラテ欄 ワーキンググループ B 認証評価事業等 大学評価・学位授与機構」2010.4.28. 行政刷新会議ホームページ (http://www.cao.go.jp/sasshin/data/shiwake/result/B-20.pdf)

(31) 文科省『事業仕分け結果・国民から寄せられた意見と今後の取組方針』(http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/09/29/1297185_01_1.pdf)

(32) 瀧澤博三「調査研究テーマ 1 II 調査研究報告(総括)『認証評価に関する調査研究』(平成 20 年度 文部科学省調査研究委託事業) 日本高等教育評価機構, 2009.3, pp.12-13. (http://www.jiheer.or.jp/download/h20_monka_jigyuu.pdf)

(33) 「中央教育審議会大学分科会認証評価特別委員会での指摘事項について」(中教審大学分科会質保証システム部会(第 1 回, 平成 21 年 3 月 24 日) 配布資料 資料 6-2) (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/siryo/attach/1296416.htm)

(34) 中教審大学分科会質保証システム部会は、設置基準、設置認可審査及び認証評価制度を一体とした質保証システム並びにそれらと公財政支援の関連の在り方に関して審議するとして設置された。(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/index.htm)

挙げられた制度に関わる主な課題は以下のとおりである⁽³⁵⁾。

(1) 認証評価と設置認可制度との関係

認証評価制度は、大学設置に関わる国の事前規制を最小限のものとする一方で、教育研究活動の質を保証するために、設置後の大学の活動状況を定期的に評価する事後チェック体制として整備されたものである。したがって、認証評価制度において質保証は重要な要素である。しかし、中教審大学分科会において、大学の公的な質保証として最低基準を定める「設置基準」、最低基準の担保のための「設置認可審査」、設置後の確認のための「認証評価」の3要素の関係とそれぞれの評価が果たすべき役割が明確になってはいないとして、現行制度における質保証の仕組みの問題点が挙げられている⁽³⁶⁾。

具体的には、設置認可の後、大学の完成年度までは「設置計画履行状況等調査委員会⁽³⁷⁾」が設置認可時における留意事項等についてチェックする設置計画履行状況等調査を行うこととされている。しかし、大学が完成した後、認証評価制度が設置基準を満たしているかどうかをチェックするものとはなっていない。認証評価機関が定める大学評価基準の内容は、設置基準に適合しなければならないとはされているが、大学評価基準に設置基準の条項の事項をどの程度盛り込むかは任意とされている。したがって、認証評価により、設置基準の全般にわたる適合

性が必ずチェックされるという仕組みにはなっていない。また、評価結果で「適合」・「不適合」等の判定がなされる際に、その結果が設置基準に対する「適合」・「不適合」なのか、認証評価機関の定める大学評価基準に対するものなのか、わかりにくいものともなっている⁽³⁸⁾。

認証評価制度本来の望ましい在り方、制度の質保証がめざすところとは話が別であるとしながらも、国が認可した対象について事後チェックを認証評価機関が実施するならば、設置後の認可権を評価機関に移譲するか、あるいは権限を委任する必要がある⁽³⁹⁾とする指摘もある。

また、大学全体を対象とした機関別認証評価は、施設・設備や組織整備などのインフラ整備や教育システムの評価という側面が強く、教育内容や教育成果の評価の面が相対的に弱い傾向にある。その点では設置認可の事後チェックシステムと受け止められるのも無理からぬところがある⁽⁴⁰⁾といった見方もある。

制度の目的とされる「質の保証」を実効あるものにするためにも、設置認可制度と認証評価制度との関係を整理する必要があるとの指摘は多い。

(2) 複数の認証評価機関による多元的な評価

表3は各評価機関の評価基準項目を示したものである。評価機関はこの基準により評価を行う。

評価基準は各評価機関が定めることとされて

(35) 江原武一『転換期日本の大学改革—アメリカとの比較』東信堂、2010、pp.248-250；館昭「国際的通用力を持つ大学評価システムの構築—『認証評価』制度の意義と課題」『大学評価・学位研究』3号、2005.9、pp.8-17；荻上紘一「認証評価制度の問題点とこれからの改革の方向」『大学評価研究』8号、2009.7、pp.44-45；生和秀敏「認証評価の新展開」『大学評価研究』9号、2010.9、pp.9-15。

(36) 「〔中央教育審議会〕大学分科会（第77回）議事録」（平成21年3月10日）〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/1266488.htm〉；『大学の質保証システムの現状と課題』（中央教育審議会大学分科会（第77回、平成21年3月10日）資料2-1）p.2。〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/siryu/_icsFiles/afldfile/2009/05/08/1262995_2.pdf〉

(37) 設置計画履行状況等調査委員会は、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に設けられており、「設置計画履行状況調査」を実施している。

(38) 『大学の質保証システムの現状と課題』前掲注(36)

(39) 館 前掲注(35)、p.8。

(40) 生和 前掲注(35)、p.10。

いるが、その基準は、先述の大学設置基準に適合していることの他に、特色ある教育研究の進展に資する観点から評価項目が定められていること等一定の条件を満たすものでなければならないとされている。また、評価基準に盛り込むべき評価項目についても定められている⁽⁴¹⁾。各機関では、それぞれの項目の内容に即して「基本的な観点」を設け⁽⁴²⁾、それに従って活動状況を分析し、評価を行う。

日本高等教育評価機構が文科省の委託を受けて取りまとめた『認証評価に関する調査研究』において3つの評価機関の評価システムの比較がなされている⁽⁴³⁾(表4)。以下に、その主だったものを取りあげてみる。

「評価の目的」について、大学評価・学位授与機構と日本高等教育評価機構は第一に「教育研究活動の質の保証」を挙げ、評価機関の定める評価基準に基づき「質」を評価するとしている。大学基準協会は質の保証を評価目的とし、

保証する大学の質については、①大学自身が掲げる使命・目的の達成に向けた活動を行っていること、②自己改善システムを持っていること、の2点を重視するとしている。大学基準協会に対して前の2機関は、基準に沿った評価をすることが大学のどういう質を保証することになるのか、明らかであるとは言い難い。

さらに、「評価の視点」について見てみると、大学評価・学位授与機構は、プロセス評価とともに教育の成果についても評価を求めているが、大学基準協会は達成度、水準の2つの観点から評価を行うとしている。教育の成果については、評価の困難さが認識されており、また、定量的な評価を実施した場合の弊害への懸念もあることから、3機関とも現段階では、「評価の視点」に関しては、教育の「達成度を加味したプロセス評価」が実態であろうとされている⁽⁴⁴⁾。また、「目的・目標の評価」については3機関で対応が異なっている。日本高等教育評価機構では、目的・

表3 大学評価基準評価項目

機関	大学基準協会	日本高等教育評価機構	大学評価・学位授与機構
評価項目	1 理念・目的	基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	基準1 大学の目的
	2 教育研究組織	基準2 教育研究組織	基準2 教育研究組織(実施体制)
	3 教員・教員組織	基準3 教育課程	基準3 教員及び教育支援者
	4 教育内容・方法・成果	基準4 学生	基準4 学生の受入れ
	5 学生の受け入れ	基準5 教員	基準5 教育内容及び方法
	6 学生支援	基準6 職員	基準6 教育の成果
	7 教育研究等環境	基準7 管理運営	基準7 学生支援等
	8 社会連携・社会貢献	基準8 財務	基準8 施設・設備
	9 管理運営・財務	基準9 教育研究環境	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム
	10 内部質保証	基準10 社会連携	基準10 財務
		基準11 社会的責務	基準11 管理運営

(出典) 大学基準協会『「大学基準」およびその解説』(平成22年3月改定) pp.1-2. <http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/e_standard/university/u_standard.pdf>; 日本高等教育評価機構「大学評価基準」『大学機関別認証評価システム(平成23年度版)』 pp.15-30. <http://www.jihe.or.jp/download/h23_ninsho_system.pdf>; 大学評価・学位授与機構『大学評価基準(機関別認証評価)付選択の評価事項』(平成20年2月改訂) <http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afildfile/2010/06/21/no6_1_1_daigakukijun23.pdf>を基に筆者作成。

(41) 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)

(42) 例えば、大学評価・学位授与機構の大学評価基準では、評価項目の下に99の観点が設けられている。

(43) 瀧澤 前掲注(32), pp.17-18.

(44) 同上, p.17.

表4 認証評価機関の評価システム比較

事項	大学基準協会	大学評価・学位授与機構	日本高等教育評価機構
評価の目的	・ 大学基準に適合することをもって社会に対して質を保証 ・ 改善を継続的に支援 (「質」の内容は、使命、目的に向けた活動及び自己改善のシステムを重視)	・ 教育研究活動の質を保証 ・ 教育研究活動の改善に役立てる ・ 国民の理解、指示が得られるよう支援	左欄と同趣旨
評価の視点・方法	・ 達成度、水準の2観点から評価 ・ 専門分科会、財政分科会を活用	プロセス評価、教育の成果を評価	プロセス評価
(現地調査)	原則1日(報告書案を事前送付)	原則3日	原則3日
(特色への配慮)	評価の視点に必須と任意を設ける	研究活動、正規学生以外の教育の評価は大学選択、大学独自の視点の設定	大学独自の評価の視点を設定 基準以外に特記事項を設ける
(助言機能)	総評の項目ごとに助言、勧告	基準ごとの評価に助言的項目なし	基準ごとの評価に「参考意見」
(改善策の評価)	中間報告の改善策を評価	改善策の自己点検報告書記載なし	改善策を評価
目的・目標の評価	目的・目標の適切性を評価	目的の学教法適合性を評価	目的の評価なし
教育内容・方法の評価	分野別評価の手法を導入 学習成果測定工夫を評価	学習の成果を独立の基準項目	学習成果測定の工夫を評価
研究の評価	論文の発表状況、研究費申請・採択状況	教育と関連する研究の状況	研究評価なし
管理運営の評価	教授会の役割・活動の適切性、学内各機関の役割分担の適切性、教学組織と法人理事会の関係の適切性	大学の管理運営体制 事務体制の整理・機能 IR体制	大学および法人の管理運営体制の整備 管理部門と教学部門の連携
財務の評価	私学は財務比率の適切性を評価	財務基盤、監査、収支計画を評価	収支バランスを評価
会員制度	・ 「大学評価」が加盟の要件、他機関受審者も加盟申請可 ・ 評価システムは会員の合意に基づく	会員制度なし	・ 会員資格は4年制大学であること ・ 機構の事業に協力すること
アフターフォロー	3年後の改善報告一再勧告	不充足の基準を追評価 重要事項の変更届け	不充足の基準を再評価 重要事項の変更届け 基礎データを毎年提出
大学院の扱い	学士課程基準、大学院課程基準、専門職大学院課程基準をそれぞれ別建て	大学評価基準の中の教育課程の基準を学士、修士、博士に区分している	基準の体系としては学士課程と大学院課程の区分なし
自己点検・評価	自己点検評価体制、評価結果の活用 定期的第三者評価 (単独の評価項目)	・ 自己点検評価体制、資料・データの整備 ・ 評価結果の活用 ・ 学生、部外者の意見反映 ・ 第三者検証、公表	・ 恒常的評価体制及び改善システムの有効性 ・ 第三者検証

(出典) 『認証評価に関する調査研究』(平成20年度 文部科学省調査研究委託事業) 日本高等教育評価機構, 2009.3.

目標は評価の対象とはしていないが、大学評価・学位授与機構では学校教育法への適合性の評価を求め、大学基準協会ではその適切性の評価を求めている。

以上のように、各機関の評価システムには異同を見ることができる。

高等教育の発展段階について、マーチン・ト

ロウは3つの段階に区分し、該当年齢人口の在学率が15%未満を「エリート段階」、15%～50%を「大衆(マス)段階」、50%以上を「ユニバーサル段階」としている⁽⁴⁵⁾。この区分によれば、現在我が国はユニバーサル段階にあり、大学は機能分化・役割分化を拡大させながら高等教育の需要に対応してきている⁽⁴⁶⁾。制度はそ

(45) それぞれの発展段階は、教育課程、目的観、選抜原理、運営形態などの様々な面で質的に異なる。さらに、それぞれの移行過程では大学内部あるいは大学と社会の間で緊張や葛藤が経験されるとしている。(マーチン・トロウ(天野郁夫・喜多村和之訳)『高学歴社会の大学—エリートからマスへ』東京大学出版会, 1976, pp.55-120。(原書名: Martin Trow, *Problems in the transition from elite to mass higher education*, 1973.))

の多様な大学の在り方を尊重するために、複数の認証評価機関がそれぞれの基準で評価を行うことを特色としており、それ自体は我が国の高等教育を取り巻く現状に適っている。しかし一方で、各認証評価機関の評価基準等をみると、それぞれの評価システムがどのような意図や特色を持っているかはわかりにくい⁽⁴⁷⁾、大学のユニークな試行実践が評価基準と適合せず良い評価を受けにくい⁽⁴⁸⁾、といった現実もあり、実際には大学の個性、特色を生かすような評価の実現は容易でない実態もうかがえる。

他方、評価を受けた大学で保留、不適合とされた大学は今までに非常に少なく⁽⁴⁹⁾、現行の評価基準が甘すぎるのではないかとの批判も聞かれる⁽⁵⁰⁾。

大学評価基準や評価方法はそれぞれの特質を尊重するにしても、ある程度標準化することが求められるとする意見もある。大学評価制度自体の信頼性や有効性が国内においても国際的にも著しく損なわれることがないようにするためにも、認証評価機関が設定する大学評価基準の最低水準をゆるやかな形で標準化する必要があるとする考え方である⁽⁵¹⁾。

この点に関連して、Ⅱ 3 で見たような評価機関と評価対象大学の属性の対応関係が今後強化

され、序列意識が作られていく危険性があるとして、評価に対する社会的信頼や公平性を確立していくためには、評価機関の差異に留意しつつも相互に共通のミニマムの基準をどのような範囲、形で担保していくか検討が必要であるとする指摘もなされている⁽⁵²⁾。

(3) 機関別認証評価制度における質保証

認証評価制度の目的とされる大学の質保証であるが、上記(1)(2)で見えてきたように、この制度における質保証とは何か、明確にされてはいない。大学認可制度の事後チェックシステムとしてインフラ整備や教育システムの側面もあり、また、教育研究の内容に関わる側面もあるが、各評価機関の評価基準でも必ずしも明確にはなっていない。

機関別認証評価制度と質保証については、大学の質保証の第一義的責任は大学自体にあり、機関別認証評価は大学が取り組む質保証システムが有効に機能しているかどうかを検証することが重要であるとする考え方も多い⁽⁵³⁾。さらに、これからの認証評価は、大学設置基準等の法令順守事項が守られていることを受審の条件とし、質保証に向けた大学の内部質保証システムが整備され十分に機能しているかどうかの評価に徹すべきであるとする意見⁽⁵⁴⁾もある。

(46) 生和 前掲注(35), p.10.

(47) 瀧澤 前掲注(32)

(48) 早田幸政「昨今の高等教育改革の動向と認証評価の行方」大学評価学会年報編集委員会編『「認証評価」と大学評価の多様性』(大学評価学会年報『現代社会と大学評価』第4号) 大学評価学会, 2008, pp.13-14.

(49) 平成16年度～21年度の認証評価結果において、不適合とされた割合は大学基準協会: 1%、大学評価・学位授与機構: 0%、日本高等教育評価機構: 0%である。なお、保留とされた割合は大学基準協会、日本高等教育評価機構いずれも6%である。(『認証評価の実施状況に関する参考資料(機関別認証評価)』(中央教育審議会大学分科会質保証システム部会(第19回, 平成22年11月29日)資料2-1) p.11. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/027/siryo/_icsFiles/afieldfile/2010/12/09/1299707_2.pdf>)

(50) 生和 前掲注(35), p.10.

(51) 江原 前掲注(35)

(52) 天野 前掲注(25), pp.6-7.

(53) 鈴木典比古「大学教育の質保証の在り方—大学と評価機関の役割」『3 認証評価機関・日本学術会議共催「第1回シンポジウム」これからの大学教育の質保証のあり方—大学と評価機関の役割—報告書』2010. <http://www.niad.ac.jp/n_kenkyukai/no13_dai1kai3ninnsyosinnpo.pdf>

(54) 生和 前掲注(35), p.13.

(4) 評価体制の整備

表2に示されるように、評価機関による評価実施大学数には大きな差がある。評価機関の資源の大きさと無関係に偏りが生じていると言える。なかでも大学評価・学位授与機構に関しては、調査研究機能を本格的に備えている唯一の機関であるにもかかわらず、評価実施数が最も少ない。また、大学評価・学位授与機構では国立大学を中心とした評価が行われ、他の認証評価機関において私立大学の評価が行われることで、我が国の高等教育が国公立一体となって発展するという観点からすると問題を生じているように思われるとの指摘もある⁽⁵⁵⁾。公的資金で運営される機関を認証評価システム全体の中でどのように位置付けるかは検討を要するとされるが⁽⁵⁶⁾、同機構の認証評価についてはII 2(3)で述べたように、事業仕分けの対象とされている。

各年度による評価対象数の偏りも大きい。今後の評価サイクルの中でこの偏りが繰り返されていく可能性も大きい。年度、機関によらず評価の公正性を担保するためにも、評価担当者の確保と評価力を備えた評価者の育成、財政的な基盤整備といった評価体制の整備が必要とされている⁽⁵⁷⁾。

III 国立大学法人に関する評価制度

国立大学法人は、先に述べた機関別認証評価とは別に、国立大学法人評価を受けることになっ

ている。認証評価制度は学校教育法に基づくものであるのに対して、国立大学法人評価は国立大学法人法⁽⁵⁸⁾に基づく制度であり、2つの評価制度は法的根拠が異なる。

1 国立大学法人評価制度

国立大学法人評価制度は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人」）の業務運営について、文科省におかれる「国立大学法人評価委員会」（以下「評価委員会」）が毎事業年度及び中期目標期間（6年）ごとに実績評価を行うものである。国立大学法人評価は大学の法人としての評価であり、独立行政法人における法人評価制度が内包されており、その枠組みに種々の共通点がある⁽⁵⁹⁾。平成16年4月、国立大学の法人への移行とともに導入された。

制度は、中期目標・中期計画の策定及び実施を前提とし、その進捗状況、達成度を評価する仕組みとなっている。制度の目的は、各法人の中期目標の達成状況を検証することを通じて、大学の質的向上を継続的に促進し、法人の諸活動の状況について社会への説明責任を果たすことである。また、その評価結果は、次期以降の中期目標・中期計画の内容に反映させることとし、中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映するものとされている。国立大学法人評価の仕組みは、我が国の高等教育・学術研究に係るグランドデザイン等と、大学ごとの基本理念や長期的な目標を踏まえて、一定期間における両者の制度的な調和と各大学の質的向上を

⁽⁵⁵⁾ 丹保憲仁「国立大学の教育研究評価を終えて」『IDE—現代の高等教育』511号, 2009.6, p.65.

⁽⁵⁶⁾ 天野 前掲注(25), p.6.

⁽⁵⁷⁾ 「認証評価を自己評価する—大学評価・学位授与機構の認証評価の総括—」（認証評価特別委員会（第1回, 平成20年5月30日）大学評価・学位授与機構説明資料 資料3-1）〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/021/gijiroku/08092905/001.pdf〉; 「日本高等教育評価機構説明資料」（同, 資料3-2）〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/021/gijiroku/08092905/008.htm〉; 原野幸康「日本高等教育評価機構 急増期に向け評価システムの改善・精緻化が不可欠」『カレッジマネジメント』150, 2008.5-6, pp.18-19.

⁽⁵⁸⁾ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の規定により独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条及び第34条の規定が準用される。

⁽⁵⁹⁾ 小松親次郎「国立大学法人評価の制度的構図を考える（国立大学法人の評価）」『IDE—現代の高等教育』490号, 2007.5, pp.12-14.

図るための改革サイクル⁽⁶⁰⁾として位置付けられている。

2 教育機関としての評価の特色

国立大学法人評価制度は、評価対象が教育研究機関であることの特徴から、通常の独立行政法人評価とは異なる扱いがなされている。

具体的には、評価対象期間が6年間と中期に設定されていること、中核的業務である教育研究の評価は毎年度評価ではなく中期目標期間に評価の重心が置かれていること、評価担当として、文科省において独立行政法人評価委員会とは別に評価委員会が設けられていることなどがあげられる⁽⁶¹⁾。

さらに、評価の枢要部分である教育研究部分については、文科省の評価委員会とは独立した専門の評価機関である大学評価・学位授与機構に評価が委託されていることも特徴的である⁽⁶²⁾。この体制については、高度に専門的である教育研究の実態や大学の自律性と、公的資金で運営される機関としての説明責任を求める政策的要請の双方を踏まえた制度実施を可能とする仕組みとして形作られた⁽⁶³⁾との説明もなされている。

また、評価結果は総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の評価対象でもある。必要な場合は評価結果を踏まえて文科大臣に対して主

要な事務・事業の改廃の勧告もできていることになっている。この点については、国立大学法人法の審議において、政策評価・独立行政法人評価委員会は国立大学法人等の主要な事務・事業の勧告では、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動に言及しないこととする附帯決議が付された⁽⁶⁴⁾。

3 中期目標・中期計画等と評価の手順

(1) 中期目標・中期計画等の策定

中期目標・中期計画等は、次のような手順で策定、実施される。

中期目標は、①教育研究、②業務運営、③自己点検評価及び情報発信、④その他業務運営に関する重要事項、といった内容から成り立っている。各大学法人は中期目標原案を作成、提出し、文科大臣は原案を踏まえて、大学法人が6年間で達成すべき目標を策定しかつ公表する。各大学法人はこれを受けて、目標を達成するための中期計画を作成し、文科大臣はこれを認可、公表する。評価委員会は、これらの中期目標・中期計画案について、文科大臣に対して意見を述べることができる。さらに、各大学法人は、6年間の中期計画を実施するために、毎年度の実施計画を作成して届出を行い、年度終了後に年度実施報告を評価委員会に提出し、進捗状況について判定を受けることになっている。⁽⁶⁵⁾

(60) 『新しい「国立大学法人」像について』国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議, 2002.

(61) 「国立大学法人評価委員会の概要」(平成15年10月1日)〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gaiyou/05111601.htm〉; 「国立大学法人評価制度の概要」大学評価・学位授与機構ホームページ〈http://portal.niad.ac.jp/library/1179799_1415.html〉; 小松 前掲注(59), p.13.

(62) 大学評価・学位授与機構では、「国立大学教育研究評価委員会」を設置し、評価委員会からの要請により同機構が行う国立大学法人等の評価について審議を行う。同委員会は、教育研究関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者30人以内で組織される。(「国立大学教育研究評価委員会」大学評価・学位授与機構ホームページ〈http://www.niad.ac.jp/n_kikou/shokaigi/hyouka/kokuritsu/index.html〉)

(63) 田中弥生・林隆之「国立大学法人評価の設計と実際—大学改革と行政改革のはざままで」『評価クォーター』12号, 2010.1, pp.10-11.

(64) 国立大学法人法等六法案に対する附帯決議第11項(第156回国会参議院文教科学委員会会議録第22号 平成15年7月8日 p.26.)

(65) 木村靖二「第3章第4節 国立大学法人評価」大学評価・学位授与機構編著『大学評価文化の展開—高等教育の評価と質保証』ぎょうせい, 2007, pp.88-89.

(2) 評価の概要

評価は、各国立大学法人による自己点検・評価、大学評価・学位授与機構による教育研究の状況評価、評価委員会による評価、の3つの要素から成り、評価方法の概略は以下のとおりである⁽⁶⁶⁾。

- ① 各国立大学法人は自己点検・評価を行い、所定の期間における業務実績報告書を作成する。
- ② 大学評価・学位授与機構においては、教育研究の状況の評価として、「中期目標の達成状況の評価」及び「学部・研究科等の現状分析」を実施する。
- ③ 評価委員会においては、「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他の業務運営に関する重要事項（施設設備の整備・活用、安全管理等）」について、各法人から提出された業務実績報告書（①）を調査・分析するとともに、学長等からのヒアリング、財務諸表等の分析も踏まえて評価を実施する。また、大学病院、附属学校その他に関する評価を行う。教育研究評価については、大学評価・学位授与機構における評価結果（②）を尊重し、総合評定を行う。

評価結果は、評価委員会及び大学評価・学位授与機構により各大学法人に通知されるとともに公表される。また、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会にも通知される。なお、評価委員会及び大学評価・学位授与機構は、評価を決定する前にその結果を大学に示して、意見の申立ての機会を設けることとされている。

4 第1期中期目標期間の評価及び課題

(1) 中期目標期間評価結果

法人化以後はじめての中期目標期間である平成16年度～平成21年度の中で、平成16年度から平成19年度までの4年間の業務実績評価が実施され、評価結果が平成21年3月に報告された⁽⁶⁷⁾。また、平成22年3月には「運営費交付金の評価反映分」の内訳について公表された⁽⁶⁸⁾。この時期に評価が実施されたのは、評価結果を次期中期目標・中期計画の策定検討に資するためと、平成22年度から始まる次期期間への運営費交付金の算定に反映させるためである。平成16年度から21年度までの6年間の業務実績評価については、中期目標期間終了後に最終的な評価結果を確定するとされている⁽⁶⁹⁾。

平成21年3月にまとめられた中期目標期間評価結果をみると、法人における教育研究面での達成度評価では、5段階評価の3段階目にあたる「おおむね良好である」が大部分を占める結果となっている。業務運営等については、5段階中2段階目の「良好である」が多くを占めている。「特色や個性を活かした教育研究活動が展開されており、一部に目標達成状況に不十分な項目があるものの、中期目標達成に向けて中期計画を順調に実施している」「全般的に法人化によるメリットを活かした改革に積極的に取り組んでいる」「年度評価の結果を踏まえての運営改善といった評価サイクルが有効に機能しつつある」等の評価結果が報告されている。

一方、学部、研究科等の教育・研究評価においては、大部分が期待される水準あるいは水準を上回る結果を示している。その中で、一部期

(66) 国立大学法人評価委員会『国立大学法人・大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務の実績に関する評価結果の概要』2009, pp.1-2. <http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/14/1260246_1.pdf>

(67) 「国立大学法人・大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務の実績に関する評価結果について」 <http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1260247.htm>

(68) 「国立大、初の順位付け 交付金配分に反映 1位は奈良先端大」『朝日新聞』2010.3.25, pp.1, 37. ほか。

(69) 「国立大学法人・大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務の実績に関する評価について（委員長所見）」（平成21年3月26日） <http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2009/04/13/1260245_1.pdf>

待される水準を大きく上回る法人があるのに対して、期待される水準を下回るとされる法人も存在している。評価サイクルの中で指摘された課題に対して十分対応ができていない事例もあり、また、中期計画の記載が具体性を欠くものなどは達成状況の判断に苦慮するなど、中期計画の策定における課題も挙げられている。

評価結果案について、新聞報道では、教育内容などに「不十分」「水準を下回る」と評定されたことを不満として、評価委員会に対して22校が意見申立てを行ったとされている⁽⁷⁰⁾。

また、財務省の財政制度等審議会は、この評価結果に対して、「期待される水準を下回る」との評価がわずか1～2%程度であり、大学間の評価結果にほとんど差異がなく、評価は外形的なものを除き定性的なものとなっており、客観性に欠ける例が見られる、と批判的な見方をしている。そして、評価を機能させるためには、中期目標自体をより具体的な内容として、客観的に評価可能なものとする必要があるとしている。また、教育研究部分の評価を委託している大学評価・学位授与機構の国立大学教育研究評価委員会の委員のうち、8割が大学関係者であり、評

価委員に企業関係者や評価専門家を抜本的に増やす等の工夫が必要である、と述べている。⁽⁷¹⁾

(2) 運営費交付金への評価結果の反映

国立大学の予算は、法人化により国立学校特別会計制度が廃止され、文科省からの運営費交付金を中心に、授業料、附属病院収入等自己収入を加えた資金により自律的に運営されるようになった。基盤的資金が変化したことに加えて、大学を取り巻く競争的な環境の下で外部資金の比重が高まり、競争的資金への移行も進んでいる⁽⁷²⁾。予算の仕組みが変化する中で、基盤的資金である運営費交付金については、平成17年度から毎年1%ずつ(効率化係数)削減されている⁽⁷³⁾。さらに、運営費交付金の一部については、国立大学法人評価結果を反映することとされている⁽⁷⁴⁾。

具体的には、各大学法人が運営費交付金のうち一般管理費予算額の1%⁽⁷⁵⁾を一旦拠出してそれを評価反映分の財源とし、これに「評価反映係数⁽⁷⁶⁾」を乗じて再配分額を算出する。財源拠出額と再配分額の差が「評価反映分」である。第1期評価反映分は第2期期首である平成22年度の運営費交付金算定に反映し、第2期中の

(70) 「低評価の大学、不満の声 国立大学の評価結果 公表 22校が意見申立て」『朝日新聞』2009.3.30, p.29.

(71) 財政制度等審議会『平成22年度予算編成の基本的な考え方について』(平成21年6月3日)pp.30-31, 93. <http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/siryuu/zaiseia/zaiseia210603/zaiseia210603_00.pdf>

(72) 財源の移行状況については、以下に詳しい。浦田広朗「14. 国立大学法人の財源移行—運営費交付金・自己収入・競争的資金」『国立大学法人の経営・財務の実態に関する研究報告書—シンポジウム「国立大学法人第2期中期目標・計画期間の課題」報告論集』国立大学財務・経営センター研究部, 2010, pp.149-156.

(73) 運営費交付金は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(いわゆる「骨太の方針2006」)。平成18年7月7日閣議決定)に基づき、対象となる事業費の一律1%が削減されていたが、平成22年度運営費交付金については「効率化係数」が廃止され、一般運営費交付金において臨時的減額が実施されて、運営費交付金予算額は前年度比0.9%減となった。(文科省国立大学法人支援課「平成22年度国立大学法人運営費交付金予算案について」<<http://www.zam.go.jp/pdf/00000341.pdf>>)

(74) 国立大学法人評価(評価委員会が行う法人ごとの達成度評価及び大学評価・学位授与機構が行う学部・研究科等ごとの教育研究の水準・質の向上度の評価(現況分析))の結果に基づき、運営費交付金を増減する。(「国立大学法人運営費交付金への評価結果の反映について」(国立大学法人評価委員会総会(第32回,平成22年1月20日)資料4-2)<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afiedfile/2010/01/28/1289460_4_2.pdf>)

(75) 今回については、平成21年度運営費交付金約1兆2千億円のうち、一般管理費の1%にあたる約16億円が評価反映分原資となった。(「国立大 初のランク付け 文科省、評価で交付金に差」『日本経済新聞』2010.3.25, 夕刊, p.18.)

(76) 「評価反映係数」:財源拠出額に対する再配分額の比率であり、国立大学法人評価の結果を一定の基準に基づき数値化し、その結果から算定したもの。(前掲注⁽⁷⁴⁾)

6年間に影響する。

平成22年3月に「運営費交付金の評価反映分」の内訳が公表された。この評価制度自体は「各法人間の相対比較をするものではない。⁽⁷⁷⁾」とされるが、新聞紙上では、「国立大学の順位付け」といった表現で報道がなされている。競争的資金は旧帝大を中心とした大規模大学に集中する傾向が進み、大規模大学と小規模大学の格差が広がっている状況の中で、運営費交付金そのものの全体額が毎年削減され、加えて評価結果による日常経費の目減りは、特に地方の小規模、単科大学の教育研究に大きな影響を及ぼしている。数百万円単位の減額でも厳しいとの声もある。また、大規模大学からも、競争的資金獲得で努力が求められ、基盤的経費でさらに競争という考え方が持ち込まれるのはたまらないとする意見も出されている⁽⁷⁸⁾。

一方、大学側が制度の実施に対応して膨大な労力を費やしたにもかかわらず、実績に対する評価反映分が非常に少ない結果となっていることから、制度と運用実態の乖離に疑問や批判も出されている。当初の計画のようには査定が十分に実施されていないことが、結果として大学側の意欲をそぐおそれがある、とした意見もある⁽⁷⁹⁾。

耳塚寛明お茶の水女子大学副学長は、評価制度導入に対するコストは大きかったものの、教育改革や学生支援サービスを可能とした評価制度と大学の自律性を評価するとして、自らの所属大学が総合評価点で5位であったにもかかわらず交付金増加額が数十万円と評価反映額があまりにも少ない実態に対して、「不渡り手形を振り出したに等しい。」として、文科省は評価

制度の基本原則自体を修正すべきであった、と批判している⁽⁸⁰⁾。

(3) 評価方法について

今回の評価については、いくつかの問題点が指摘されているが、中でも評価基準、評価方法が不明確であるとの指摘は評価の在り方に関わるものである。先の耳塚副学長の指摘も、制度と評価の在り方に関して疑問を呈するものである。

田中秀明一橋大学准教授は、現行制度では目標達成度で評価するとしているが、達成度を測る評価指標がほとんどなく、各大学の目標水準がばらばらでは、達成度の相対評価は困難である。にもかかわらず、評価結果を資源配分に反映せるとする評価方法の問題点を指摘する⁽⁸¹⁾。

金子元久国立大学財務・経営センター教授は、評価による運営費交付金への影響が最大でも全学の±0.7%を下回ったことを踏まえて、制度の行き詰まりの原因が「大学評価による財政配分というメカニズムへの過信にあった」としている。そして、大学評価の信頼性、特に教育機能の評価については限界があること、達成度水準、改善度のいずれを評価し、評価結果への対応をどのようにすべきかが難しいこと、多面的な評価を行うと全体の評価結果が表しているものが曖昧になること等を制度運営の困難な要因として挙げている⁽⁸²⁾。

(4) 第2期に向けて

文科省は平成22年7月、『国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)⁽⁸³⁾』(以下『中間まとめ』)をとりまとめたが、その中で、中期

(77) 国立大学法人評価委員会 前掲注(66), p.1.

(78) 「大学 国立大順位付け 現場が不満 評価の公平性に募る疑問」『朝日新聞』2010.3.29, p.34.

(79) 青野敏博「教育 国立大学法人化を考える② 学長の経営裁量広がる」『日本経済新聞』2010.3.29, p.25.

(80) 耳塚寛明「国立大学における評価の功罪」『月刊高校教育』43(7), 2010.6, pp.18-19.

(81) 田中秀明「教育 教育の質向上に寄与せず 国立大評価制度問題山積」『日本経済新聞』2010.7.26, p.21.

(82) 金子元久「教育 公共的な大学支援体制を 法人化・評価制度に限界」『日本経済新聞』2010.11.8, p.27.

(83) 文科省『国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)』(平成22年7月15日) p.21. <http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/07/_icsFiles/afieldfile/2010/07/15/1295787_2.pdf>

目標・計画と評価についてもまとめがなされている。

そこでは、大学側からの主な意見として、目標・計画を作成し、評価を受ける仕組みは学内でほぼ機能しており、評価制度は活動を振り返る良い機会となっているとする一方、評価を意識した目標・計画を掲げる傾向や、重層的に行われている評価への負担、評価に費やす労力・費用に対する効果への疑問等が出されている。

文科省は第1期の実績から、国立大学法人が自律的な業務運営を行うにあたって中期目標・中期計画は大きな意義を有しているとしている。第2期の目標・計画については、評価作業の煩雑さを簡素化し、大学の機能別分化も視野に入れつつ、それぞれのミッションに照らした役割を踏まえたものにしていくとして、計画の個性化と合理化を図ることをめざして改善策を打ち出している⁽⁸⁴⁾。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会は、第1期評価結果を踏まえ、次期中期目標期間に向けて、国立大学法人等の主要な事務及び事業の見直しについて「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について⁽⁸⁵⁾」をとりまとめ、文科大臣に対して勧告を行った。文科省では勧告の方向性を踏まえ、大学院博士課程や法科大学院の組織の見直し、教育研究の質の向上等を内容とした「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて⁽⁸⁶⁾」を提示し、次期中期目標・計画に反映させるものとした。

IV 我が国の評価制度の課題

1 評価制度の重層性

認証評価制度及び国立大学法人評価制度について概要を述べてきたが、国立大学法人においては、自己点検・評価、国立大学法人評価、機関別認証評価（専門職大学院の場合は分野別認証評価も加わる）が義務付けられている。そのほか、現在我が国の大学においては、さまざまな評価が存在しており、組織として対応しなければならない評価が次のように重層的に存在する。

- ・ 自己点検・評価
- ・ 機関別認証評価
- ・ 国立大学法人評価
 - 毎年度の業務実績評価
 - 中期目標期間における評価
- ・ 専門職大学院の認証評価
- ・ 外部評価
- ・ 競争的資金プログラムの申請・中間・事後評価
- ・ 日本技術者教育認定機構（JABEE）による技術者教育プログラムの評価⁽⁸⁷⁾
- ・ 大学内での評価（教員評価、学内競争的資金の評価）

表5は国立大学法人評価制度と認証評価制度の2つの制度を対比したものである。

大学法人として中期目標・計画に対する達成状況、業務実績を評価することを目的とする国立大学法人評価制度と、設置母体を問わず国公私立大学すべてにおける教育研究、諸活動全般

⁽⁸⁴⁾ 篠田道夫「国立大学法人の中期計画」『文部科学教育通信』No.243, 2010.5.10, p.14.

⁽⁸⁵⁾ 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」〈http://www.soumu.go.jp/main_content/000022597.pdf〉

⁽⁸⁶⁾ 「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」（平成21年6月5日文部科学大臣決定）〈http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2010/01/28/1289460_02_2_1.pdf〉

⁽⁸⁷⁾ 日本技術者教育認定制度：日本技術者教育認定機構（Japan Accreditation Board for Engineering Education: JABEE／設立平成11年11月19日）により、大学など高等教育機関で実施されている技術者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかを公平に評価し、要求水準を満たしている教育プログラムを認定する専門認定制度。〈<http://www.jabee.org>〉

表5 認証評価と国立大学法人評価

	認証評価	国立大学法人評価
評価目的	<ul style="list-style-type: none"> 大学評価に係る第三者機関が独自の評価基準で評価を行い、結果を踏まえて大学が自ら改善を図る 評価結果の公表により大学の社会的説明責任を果たし、自らの教育研究水準の維持向上を図る 	国の評価委員会が、各法人毎の中期目標について、中期計画の実施による達成いかんを評価し、投じられた国費の有効・適切な使用いかん等を確認 [→大学の継続的な質的向上促進、社会的説明責任] 遂行に資する
評価主体	文科相の認証を受けた大学評価に係る第三者機関(認証評価機関) [各大学が、複数の認証評価機関から評価を受ける機関を選択]	国が設置する国立大学法人評価委員会 [教育研究状況の評価は、中期目標期間評価で大学] 評価・学位授与機構に要請し、その結果を尊重
評価期間	7年毎に1回以上	<ul style="list-style-type: none"> 年度評価(毎事業年度) 中期目標期間評価(6年毎) [次期中期目標・計画への反映の観点から、5年度目に4年分の評価を行い、中期目標期間終了時に確定作業]
評価対象	国公立大学	国立大学法人
評価基準	各認証評価機関が、大学設置基準等を踏まえ、自らの理念・特色に基づき定める大学評価基準	国が設置する国立大学法人評価委員会が、中期目標の達成状況等を確認するために定める基準
評価方法	大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価を実施	各法人の中期目標の達成状況確認の観点から、教育研究の質の向上や業務運営・財務内容に関する事項等、各法人が定める中期計画の各項目に即して評価 [教育研究等の質の向上に係る事項の評価について] ては、大学の特性に配慮
結果反映	次期中期目標・中期計画の策定や資源配分への直接的な反映はなし	次期中期目標・中期計画の策定や資源配分に反映
公表等	各大学等へ通知・公表	<ul style="list-style-type: none"> 各国立大学法人へ通知・公表 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)へ通知 [政独委は、評価結果に意見を述べることができる]

(出典) 小松親次郎「国立大学法人評価の制度的構図を考える(国立大学法人の評価)」『IDE—現代の高等教育』490号, 2007.5, p.15.

の質保証と改善を目的とする認証評価制度とでは、制度の目的は別のところにあり、類似の項目があっても自ずと評価の在り方も異なる。したがって、両者は重複した制度とは言い難い。しかし、異なる制度であっても教育研究という同じ営みを評価する以上、作業の重複は否めず、重複感、過重感が生じやすいことも確かである⁽⁸⁸⁾。

国立大学協会による調査では、大学法人の意見として、国立大学法人評価や認証評価等評価の重複が多く、大学評価全体としての合理的なシステム設計をする必要がある(84大学 96.6%)、

本格的な教育評価である認証評価と国立大学法人評価の内容が重なっている(76大学 87.4%)といった結果が報告されている⁽⁸⁹⁾。

大学評価制度の重層性については、国会でも取り上げられている。

平成22年4月16日衆議院文部科学委員会において、複数の評価制度の下での作業負担と制度見直しについての質問に対し、鈴木寛文科副大臣は、現在の大学評価は種類と量が多く、教育研究から業務運営、財政面その他「合成の誤謬」とも言える状況を呈しており、関係者が評

⁽⁸⁸⁾ 川口昭彦「評価のデザイン—評価機関の立場から」『IDE—現代の高等教育』490号, 2007.5, p.28; 小松 前掲注⁽⁵⁹⁾, p.16.

⁽⁸⁹⁾ 尾池和夫ほか「中期目標の達成度評価—国立大学法人の立場から」『IDE—現代の高等教育』490号, 2007.5, pp.51-54. 調査は、国立大学協会が2007年に実施した。

価疲れを起こしているとの指摘があることを認めている。そして、個々の評価の必要性は認めつつ、大学評価全体の在り方についての検討が必要であるとの考え方を示している。⁽⁹⁰⁾

平成22年7月に出された『中間まとめ』においても、さまざまな評価が重層的に行われており、大きな負担になっているとの指摘も多いとされている。文科省は、認証評価における資料等を国立大学法人評価にも活用できるなどの運用の改善を行っているとしながらも、簡素化を進めることなどは今後の課題としている。

2 評価とコスト

評価の実施に対しては、文科省、評価機関、大学側いずれの立場も不慣れであり、結果的に作業が膨大になったこともあって、評価作業の費用対効果の問題が多く指摘されている。

大学基準協会での評価経験をもとに、評価機関における評価体制整備についての負担と評価の効率化・合理化の必要性が指摘されている⁽⁹¹⁾。また、評価を受ける側からも自己評価書作成等の作業量が問題とされている。評価作業の整理、資料・データの蓄積等作業の工夫、効率化による負担軽減も必要とされるが、評価制度の実施には少なからぬ資源が投入されている。

大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審するための費用手数料は、基本費用200万円、1学部当たり30万円、1研究科当たり20万円とされている⁽⁹²⁾。また、国立大学法人評価を担当した教職員の人件費はおよそ100億円になるとも言われ、運営費交付金の減額額とほぼ同額が使われているとも言われる⁽⁹³⁾。先

の『中間まとめ』でも大学側から費用対効果が低いとの意見が出されている。

認証評価制度の役割は、「質の確保」と評価結果を「質の改善」に役立てることにあり、評価に投入したエネルギーとそれに見合う改善が見られなければ「評価のための評価」に終わることになる⁽⁹⁴⁾。費用対効果についても大学を対象とする評価制度全体の仕組みの検討が必要であろう。

おわりに

高等教育における機関を対象とした主要な評価制度である国立大学法人評価制度と機関別認証評価制度を中心に我が国の評価制度を概観した。2つの評価はともに最初のサイクルが終了あるいは終了段階にある。大学の教育研究をはじめ諸活動に対する第三者評価の導入は、評価を行う側、評価を受ける側ともにほぼ初めての経験であり、多くの大学にとまどいやカルチャーショックをもたらしたのも事実である。しかし、一方で大学はこの間、大学運営において評価の仕組みを根付かせることを組織的に進め、いわば「評価文化の定着⁽⁹⁵⁾」が図られつつある。そのような状況の中で、現行の評価制度については、評価制度の仕組みや内容に関わる問題点、評価制度が大学の組織運営に及ぼす影響等の課題が指摘されている。

我が国の大学が自律性にに基づき多様化・個性化が求められる中で、評価を大学改革の推進力にして、国際的にも通用する大学になることが求められている。高等教育政策や評価をめぐら

⁽⁹⁰⁾ 第174回国会衆議院文部科学委員会において、江端貴子議員からの質疑に対して鈴木寛文科副大臣が答弁したもの。(第174回国会衆議院文部科学委員会議録第12号 平成22年4月16日 pp.19-20.)

⁽⁹¹⁾ 長田豊臣「大学基準協会の大学評価―課題と改革方向」『IDE―現代の高等教育』504号, 2008.10, pp.50-51.

⁽⁹²⁾ 『大学機関別認証評価実施大綱(平成22年度実施分)』(平成16年10月, 平成19年改訂) 大学評価・学位授与機構 (http://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afildfile/2009/06/18/no6_1_1_daigakutaikou22.pdf)

⁽⁹³⁾ 池内了「評価漬けがもたらしているもの」大学評価学会年報編集委員会編 前掲注(48), pp.56-57.

⁽⁹⁴⁾ 荻上 前掲注(35)

⁽⁹⁵⁾ 大学評価・学位授与機構編・川口 前掲注(8), まえがき.

状況を踏まえ、我が国の評価制度が、時代に対応し社会から信頼されるシステムとして機能す

るよう、関係者が連携して制度改善をめざすことが望まれる。

(とざわ いくこ)